

京都市告示第173号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年5月25日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科小野経 11号線	山科区小野葛籠尻町9番地の4地先から	旧	メートル 15.50	メートル 2.25 ~ 2.75
	同町10番地の1地先まで	新	15.50	2.89 ~ 8.20

(建設局土木管理部道路明示課)